破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第５５９号
大阪府三島郡島本町若山台２丁目６番２－208号、前住所京都市南区吉祥院石原長田町１番地１　桂川ハイツ２号館307号室
破産者　杉田　次生
1　破産債権の届出期間　平成28年11月４日まで
2　一般調査期日　平成28年12月14日午前10時15分
平成28年10月５日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１３０４号
堺市堺区大仙中町10番１－107号、住民票上の住所大阪市北区西天満１丁目８番９－3302号
破産者　山本　　真
1　破産債権の届出期間　平成28年11月４日まで
2　一般調査期日　平成28年12月５日午後２時
平成28年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０９１号
札幌市東区北32条東１丁目４番10号
破産者　久慈　泰幸
1　破産債権の届出期間　平成28年11月７日まで
2　一般調査期日　平成29年１月31日午前10時30分
平成28年10月５日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８５号
宮城県名取市美田園８丁目17番地の13　メゾン・クレッテ102号、従前の住所秋田県横手市平鹿町中吉田字蟹沢116番地
破産者　西田　　勉
1　破産債権の届出期間　平成28年11月７日まで
2　一般調査期日　平成28年12月19日午前10時45分
平成28年10月４日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２８７８号
大阪府東大阪市中新開２丁目13番３号　サンビレッジ東大阪梓　202号
破産者　亀田　和美
1　破産債権の届出期間　平成28年11月７日まで
2　一般調査期日　平成28年12月15日午後２時
平成28年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９４号
大阪市平野区長吉川辺２丁目８番６号
破産者　株式会社マルタ
1　破産債権の届出期間　平成28年11月８日まで
2　一般調査期日　平成28年12月19日午後２時
平成28年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１７２号
大阪府門真市幸福町12―12　マインドハイツ平尾101号室、開始決定時大阪府門真市下馬伏町24番11号
破産者　洋酒喫茶ピンクこと　上田智榮子
1　破産債権の届出期間　平成28年11月22日まで
2　一般調査期日　平成28年12月22日午後２時30分
平成28年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１７５号
埼玉県桶川市大字坂田1599番地の３
破産者　古平　朋宏
1　破産債権の届出期間　平成28年11月30日まで
2　一般調査期日　平成29年１月17日午後１時45分
平成28年10月４日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６０５号
埼玉県川口市領家１丁目４番12号
破産者　牧　　光伸
1　破産債権の届出期間　平成28年12月15日まで
2　一般調査期日　平成29年２月６日午前10時30分
平成28年10月４日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６０６号
埼玉県川口市領家１丁目４番12号
破産者　牧　　君子
1　破産債権の届出期間　平成28年12月15日まで
2　一般調査期日　平成29年２月６日午前10時30分
平成28年10月４日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２８年（フ）第３号
秋田県能代市字出戸後６番地の１
破産者　株式会社原田紙店
特別調査期日　平成28年11月25日午後３時
平成28年10月６日　秋田地方裁判所能代支部

債権者集会招集

平成２７年（フ）第２７４０号
大阪府東大阪市岸田堂西２丁目２番７号
破産者　有限会社寿商事
1　期日　平成28年11月21日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第３０１７号
大阪市中央区北浜２丁目５番23号
清算株式会社　株式会社ＭＳ整理会社
代表清算人　古田　　耕
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２０５６号
東京都千代田区神田錦町３丁目６番地
清算株式会社　クレセント船舶株式会社
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第２００２号
東京都板橋区高島平１丁目27番10号
清算株式会社　株式会社クオレプランニング
代表清算人　戸澤　弘人
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の権利変更及び弁済方法
清算株式会社は、協定債権者に対し、以下のとおり弁済し、その残余の債務の免除を受ける。
(1)　協定債権の弁済
清算株式会社は、株式会社パワージェクト、戸澤弘人及び山野辺晴人を除く別紙協定案別表記載の各協定債権者（以下「本件協定債権者」という）に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、換価代金から必要な経費を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
(2)　本件協定債権による免除
本件協定債権者は、第１項(1)の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
(3)　その他の協定債権者
株式会社パワージェクト、戸澤弘人及び山野辺晴人は、本協定の認可決定が確定したときは、清算株式会社に対し、各協定債権全額につき、その債務を免除する。
(4)　新たな財産が発見された場合の追加弁済
第１項(1)の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて追加弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第１項(2)の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
2　弁済の方法
(1)　預貯金口座への振込み
清算株式会社は、本件協定債権者が指定する金融機関の預貯金口座に振り込む方法により弁済する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とし、本件協定債権者が、弁済期間の１週間前までに金融機関の預貯金口座を指定しなかったときは、清算株式会社の本店において現金手渡しの方法により弁済する。
(2)　弁済額計算の際の端数処理
本件協定債権者にかかる弁済額を算出する際に生じる１円未満の端数は切り捨てる。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

再生計画認可

平成２８年（再）第１号
茨城県桜川市真壁町下谷貝2016番地３
再生債務者　真壁コンクリート株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成28年10月４日　水戸地方裁判所下妻支部